

**東生駒支署だより令和5年9月号**



## 9月のお知らせ



### 秋の交通安全県民運動の実施

#### ＜秋の交通安全県民運動＞

運動期間：令和5年9月21日(木)～9月30日(土)までの10日間

交通事故死ゼロを目指す日：令和5年9月30日(土)

#### ＜運動重点事項＞

- ①こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- ②夕暮れ時と夜間の交通事故防止及び飲酒運転等の根絶
- ③二輪車、原付車、電動キックボード等の交通ルール遵守及び交通事故防止
- ④自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守

令和5年度1月から7月末までの間の**生駒市内**における特殊詐欺認知件数

なんと18件も、、、

そんな時は！！！！！！

## 防犯電話で特殊詐欺を防ごう

#### ★防犯電話の便利な機能

～自動録音～

「この通話は防犯のため録音されます」等というメッセージを流して、通話内容を録音する。

～迷惑電話ブロックサービス～

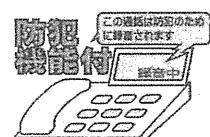
データベースと照合し、番号が一致した相手から着信があれば、呼出音を鳴らさずに、着信を拒否する。(ナンバーディスプレイ契約が必要)

～非通知着信拒否や未登録番号への注意喚起～

非通知であれば呼出音を鳴らさずに着信を拒否したり、未登録番号であれば拒否したり、注意を促す機能もあります。(ナンバーディスプレイ契約が必要)



詐欺にあわないための言い言葉  
渡さな キヤッショード!  
教えるな 暗記番号!



## 生駒市省エネ家電等買い換え補助金

回観

【申請期間】令和5年8月15日(火)から令和5年10月31日(火)まで(消印有効)

※受付期間内であっても、申込が予算枠に達した時点で受付を終了します。なお同日の消印で予算額を上回る複数の申込書を受け付けた場合は、抽選で交付決定します。

【郵送提出先】〒530-0001

大阪市北区梅田1丁目11番4号 大阪駅前第4ビル12階

日本旅行ビジネスソリューションズ株式会社内「生駒市省エネ家電等買い換え補助事業」事務局 宛

対象者の条件 以下の(1)~(3)をすべて満たす方。※さきめしいこまキャンペーンとの併用はできません。

- (1) 生駒市内に所在する実店舗において、令和5年4月1日から令和5年10月31日まで、本体価格5万円(税込)以上(設置工事費や送料等の設置に関する費用は除く)の補助対象の省エネ家電等(下記「対象家電」参照)に買い換え、生駒市内の自宅に設置した個人の方。
- (2) 買い換え前の古い家電を処分した方。(ガス給湯器以外については、家電リサイクル法に基づく処分)
- (3) 補助金の申込日において、生駒市に居住している方。

対象家電 新品(未使用品)に限る

エアコン(1世帯3台まで) 冷蔵庫(1世帯1台まで) テレビ(1世帯2台まで) ガス給湯器(1世帯1台まで)

・いずれも、統一省エネラベル(\*)における多段階評価が3つ星以上のもの、目標年度は問いません。

・ガス給湯器は、国の補助制度との併用はできません。

(\*)一般財団法人省エネルギーセンターが提供する家電製品の省エネルギー性能に関する表示。

省エネ性能は、購入店舗、メーカー、資源エネルギー庁の省エネ型製品情報サイト

(<https://seihinjyoho.go.jp/index.html>)等でご確認ください。

補助額 対象製品ごとに購入金額の20%(千円未満切捨て。上限3万円)

※補助金の交付は1世帯につきエアコン・冷蔵庫・テレビ・ガス給湯器の区分でそれぞれ1回限り

※販売店で値引(クーポン割引やポイント利用等)があった場合は、値引後の実支払額(キャッシュレス決済等可)が補助対象経費となります。

※「さきめしいこま」を利用して対象製品を購入した方は、この制度の対象にはなりません。

※古い家電の処分費等その他経費は補助対象経費に含まれません。

※申請を行おうとする対象製品と同一の区分の製品について、同一の世帯の方が令和4年度に生駒市省エネ家電買い換え補助金の交付を受けて購入した場合は、対象外となります。

提出書類

(1)補助金交付申請書兼請求書

(2)領収書等の写し(レシート可)

※申請者が生駒市内の店舗で対象家電を購入したことが証明できるもので、購入日、購入店舗、製品名、購入金額が記載されたもの。

(3)保証書等の写し ※対象製品の区分、メーカー、型番等が確認できるもの

(4)家電リサイクル券の写し(ただしガス給湯器の場合は、買い換え前の古いガス給湯器の写真)

(5)補助金の振込先口座(申請者と同一名義)がわかるもの(通帳、キャッシュカード等の写し)

(6)マイナンバーカード(氏名・住所の記載部分のみ)、運転免許証等の身分証明書の写し

問い合わせ先センター： 0120-030-150  
(平日 9時から17時まで受付)



詳しくは  
ひがい